

広島県男女共同参画基本計画（第3次）に  
盛り込むべき事項

～男女共同参画社会の実現に向けて～

答 申

平成22（2010）年12月

広島県男女共同参画審議会

## はじめに

広島県では、男女共同参画社会実現を目指し、これまで2次にわたる基本計画に基づき、様々な施策が実施されてきました。

現行の「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」における具体的施策の推進期間が平成22（2010）年度末で終了するため、県は「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」の策定を行うこととし、広島県男女共同参画審議会は、県から、その計画に盛り込むべき事項について諮問を受けました。

これを受けて、審議会では、現行計画における具体的施策の実施状況の検証等を行い、計画策定後の社会環境の変化による新たな課題などを考慮しながら、調査・審議を進めて参りました。

より幅広い観点から審議を行い、答申に生かすために、県に実施を期待する施策などについて、県民の皆様からの意見を募集し、寄せられた多くの御意見を参考にしながら、さらに議論を重ね、ここに答申するものです。

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、女性を始めとする多様な人材を活用することは、広島県経済の活性化にとって必要不可欠です。

おりしも、湯崎英彦広島県知事は、育児に熱心な父親である「育メン」を宣言し、育児休暇を取得するなど、男女がともに子育てに参画できる社会づくりを、自らが先頭に立って取り組むという決意を県民に表明されました。

こうした知事の決意に応えて、私たちも、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に取り組んでいくとともに、県においては、この答申の考え方を踏まえて新たな計画の策定を行い、男女共同参画社会の実現に向けて、的確な施策を着実に実施することを期待しております。

平成22（2010）年12月

広島県男女共同参画審議会  
会長 川瀬啓子

# 目 次

## 広島県男女共同参画基本計画（第3次）に盛り込むべき事項

I 具体的施策の推進期間 ..... 1

II 県に実施を期待する施策

### 環境づくり

【現状と課題】 ..... 1

#### 【県に実施を期待する施策】

1 働く場における男女共同参画の推進 ..... 3

2 地域社会活動における男女共同参画の推進 ..... 5

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備 ..... 6

### 人づくり

【現状と課題】 ..... 7

#### 【県に実施を期待する施策】

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実 ..... 8

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実 ..... 9

3 家庭における男女共同参画の推進 ..... 10

### 安心づくり

【現状と課題】 ..... 11

#### 【県に実施を期待する施策】

1 生涯を通じた健康と自立の支援 ..... 12

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進 ..... 13

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進 ..... 14

## 参 考 資 料

広島県男女共同参画基本計画（第3次）の策定について（諮問）

広島県男女共同参画審議会委員

広島県男女共同参画審議会開催状況等

## 広島県男女共同参画基本計画（第3次）に盛り込むべき事項

### I 具体的施策の推進期間

国の第3次男女共同参画基本計画との整合性を図り、具体的施策の次期推進期間は、平成23（2011）年度から、平成27（2015）年度までの5年間で適切と考えます。

### II 県に実施を期待する施策

#### 環境づくり

##### 【現状と課題】

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、また、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる環境づくりは、すべての県民が生きがいを持って暮らせる社会の実現という点からも極めて重要です。

雇用・労働条件や育児・介護の支援などに関する法律や制度は改善されてきていますが、正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準は約70であり、また女性管理職の登用率も低い状況にあることなどから、雇用機会や待遇などの面で、依然として男女間の格差が存在しています。

また、少子高齢化が進展する中で、男女が共に家族としての責任を担いながら、仕事と家庭を両立することが望まれています。妊娠・出産等を機に約6割の女性が離職するなど、安心して子どもを生み育て、働き続けることが難しい状況も見受けられます。

さらに、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズにこたえることで女性の能力発揮を促進するという側面もある一方、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が生活上の困難に直面しやすい要因になっています。

このため、職場において、男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮するとともに、仕事と家庭が両立できるよう、多様な働き方を可能とするための支援の充実や、男性を含めた働き方の見直しなど、環境を整えることが必要です。

農林水産業や商工業等の自営業においても、女性は生産や経営の担い手として、重要な役割を果たしていますが、方針決定過程への参画は十分ではありません。

このため、男女共同参画に向けた取組を推進するとともに、女性の起業や経営活動への参画に向けた環境を整備することが必要です。

社会の様々な分野での活動において男女共同参画を進めるためには、特に、政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画を進めることが不可欠です。

県や市町において審議会等への女性の参画は、長期的には増加傾向にありますが、今後も引き続き、様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程へ男女が共に参画できるような環境を整備することが必要です。

地域の課題やニーズが多様化する中で、男女が共に地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かで活力あるものとしていくことが期待されています。

このため、男女が地域の様々な活動に目を向け、共に参画しやすい環境づくりを推進することが必要です。

男女共同参画に向けた取組を、効果的かつ的確に実施するため、県の推進体制や男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点である広島県女性総合センターの機能を充実・強化させるとともに、県民と身近な関係にある市町やNPO、ボランティア等との連携・協働を推進することが必要です。

## 【県に実施を期待する施策】

### 1 働く場における男女共同参画の推進

#### (1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

県、市町、民間企業、各種団体など様々な職場において、男女が対等な構成員として、個性と能力を発揮しながら働くことができるよう、雇用環境の整備を図ることが必要です。

##### 《具体的施策》

- 国・県・市町の連携により、労使を始め社会全体に、労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりについて、周知徹底を図り、男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備を促進すること。
- 女性の積極的登用を図るため、幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施など積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進するよう啓発を行うこと。  
また、啓発に当たっては具体的なモデルや成果の普及に努めること。
- 自ら問題意識を持って、その人が持つ個性と能力をさらに職場で輝かせたいと思う女性の挑戦を支援すること。
- 県が率先して、平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性の管理職への登用を積極的に推進すること。

#### (2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、自分の意思で働くことを選択した場合にその意思が尊重され、だれもが安心して働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立に向けた環境の整備を図ることが必要です。

##### 《具体的施策》

- 育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、特に中小企業の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施を促進すること。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備を推進するよう啓発を行うこと。  
特に、働き方の見直しを進めるため、事業主及び管理職に対して、多様な働き方（短時間勤務制度や在宅勤務制度など）の導入や、育児・介護休業等の取得促進など、働きやすい職場環境の整備を推進するよう啓発を行うこと。
- 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実を図ること。

### **(3) 多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備**

男女がそれぞれのライフスタイル等に応じ、多様で柔軟な働き方を選択でき、また、それぞれの働き方に対応できる雇用環境を整備するとともに、育児や介護等を理由とした退職者の再就職を支援することが必要です。

#### **《具体的施策》**

- 国と連携し、事業主等に対して、パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知を図り、パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件の確保を推進すること。
- 多様な就業ニーズに対応するため、在宅ワーク等の就業支援情報の充実を図ること。
- 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児、介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実を図ること。
- 働きやすい雇用環境づくりをめざして、雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実を図ること。

### **(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進**

生産組織等における方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、生産、経営、家庭生活に男女が共に参画できるよう環境の整備を図ることが必要です。

#### **《具体的施策》**

- 方針の立案及び決定過程への女性の参画を拡大するよう啓発を行うこと。
- 男女が対等なパートナーとして、互いに協力して経営等に参画できるよう、市町や関係団体の取組を支援すること。

### **(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備**

生産や経営の主体となる女性の生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、経済的な自立を促進するよう環境を整備することが必要です。

#### **《具体的施策》**

- 低利融資制度の運用により、起業や経営活動を支援すること。
- 技術・経営管理能力の向上を図るための取組を支援すること。
- 経営指導や経営相談を希望する者のニーズに適切に対応できるよう、指導員、相談員の養成や資質の向上を図るなど、指導・相談体制の充実を図ること。
- 集落法人において、加工などを取り入れた農業経営の多角化・複合化等の「6次産業化」を行うことで、経済的な自立を促進すること。
- 女性が安全で快適に就業することができるよう、市町や農林漁業関係団体が整備する農林水産業施設のユニバーサルデザイン化を働きかけること。

## 2 地域社会活動における男女共同参画の推進

### (1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県が率先して審議会等委員として積極的に女性を登用するとともに、様々な分野で方針の立案及び決定過程に男女が共に参画できるよう啓発や人材養成を行うことが必要です。

#### 《具体的施策》

- 様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するよう啓発を行うこと。
- 県の行政委員会及び審議会等の委員として、積極的に女性を登用するよう努めること。
- 市町の行政委員会及び審議会等の委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう働きかけを行うこと。
- 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実を図ること。

### (2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

豊かで暮らしやすい地域社会を築くため、男女が共に地域社会の様々な活動に積極的に参画し、男女共同参画社会づくりに向けて取り組むことができるよう環境を整備することが必要です。

#### 《具体的施策》

- 地域づくりを担うボランティア、NPO、住民自治組織等の活動を推進するため、情報提供や相談支援体制の充実を図ること。
- 男女の地域づくりへの参画を推進するため、具体的なモデルや成果など、積極的な情報提供を行うこと。
- 地域における方針決定過程への女性の参画を促進するよう、啓発を行うこと。

### 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

#### (1) 県の推進体制の充実等

男女共同参画社会の実現に向けて、県が率先して男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するための体制を充実・強化することが必要です。

##### 《具体的施策》

- 各部局が連携を密にし、男女共同参画社会の実現に向けて積極的かつ総合的に施策を推進すること。
- 施策の推進に当たっては、行動目標を掲げ、その達成に努めること。
- 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施すること。

#### (2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化

男女共同参画社会の実現をめざす中核的拠点として、情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援等の各種事業の充実に努めるとともに、その機能強化を図ることが必要です。

##### 《具体的施策》

- 男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設として、情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の各種事業を一層充実させるとともに、新たなニーズに対応した先駆的な事業にも積極的に取り組んでいくこと。
- 広島県女性総合センターにおいて、NPO、大学、企業等と連携・協働した男女共同参画の取組を推進すること。
- 県内市町男女共同参画センターとの連携を深め、幅広い取組を推進するため、県立のセンターとしてのコーディネート機能を充実・強化すること。

#### (3) 市町等との連携強化・取組支援

県内各地域で男女共同参画に関する取組が推進されるよう、市町等との連携を強化し、情報提供や取組支援を行うことが必要です。

また、県内のNGO、NPO、ボランティア等が男女共同参画の推進のために実施する主体的な取組を支援することが必要です。

##### 《具体的施策》

- 男女共同参画を取り巻く状況や先進的取組事例などを市町に対して積極的に情報提供し、地域における男女共同参画推進を支援すること。
- NGO、NPO、ボランティアに活動交流場所の提供などを行うとともに、これらの団体と連携・協働して男女共同参画社会の実現を目指すこと。

## 【現状と課題】

男女が、家庭、学校、職場、地域など社会の様々な分野で、お互いに協力して男女共同参画を推進するためには、男女共同参画についての理解が深まる必要があります。

平成 20 年に実施した県政世論調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方へ「賛成」と回答した割合は約半数となっています。

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを進めていくためには、今後も、広報・啓発を継続的かつ着実に行うことが必要です。

また、男女共同参画社会は、様々な分野で男女が責任を分かち合い、互いに協力することができるようになるため、女性だけでなく、男性にとっても仕事と生活が調和した活気のある暮らしやすい社会であることについて、男性や若い世代の理解を深める広報・啓発を行うことが必要です。

インターネット等を利用した新たなサービスが次々に生まれ、メディアが多様化する中、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害情報の流通が社会問題となっており、様々な媒体によってもたらされる情報が社会に与える影響は、更に拡大することが予想されます。

このため、インターネット上での人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向けた普及啓発や、様々な情報を主体的に収集、判断、発信等ができる能力を身につけることができるよう支援することが必要です。

男女共同参画の意識を育むためには、家庭、学校、地域における教育や学習の果たす役割が重要です。

このため、男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、教育や学習機会の充実を図るとともに、職場においても、男女共同参画を推進するための研修等の充実が必要です。

少子高齢化の進展や家族形態の多様化が進む中で、男女が共に家事や育児、介護といった家族としての責任を担うことが求められます。

しかし、男性の家事や育児、介護等にかかわる時間が少なく、依然として女性が主に家事や育児、介護等を負担しているという実態があります。

このため、家族を構成する男女がお互いに協力し合って、豊かな家庭生活を築きながら、共に社会に参画できるよう、特に男性を対象とした学習機会の提供を行うことが必要です。

## 【県に実施を期待する施策】

### 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

#### (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

男女共同参画の推進に向け、県民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、多様な機会を通じ、広報・啓発を行うことが必要です。

##### 《具体的施策》

- 多様な機会や情報手段により、様々な立場の県民が男女共同参画に関する理解が深められる広報・啓発を行うこと。  
また、男女共同参画は男女がともに理解を深めることが重要であることから、男性や若い世代にも対応した男女共同参画の理解を深める広報・啓発を行うこと。

#### (2) メディアにおける男女共同参画の推進

社会に対して大きな影響力を持つメディアに対して、人権尊重の視点に立った自主的な取組が行われるよう働きかけることが必要です。

##### 《具体的施策》

- 人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向け、インターネット等を含む各種メディアの自主的な取組がなされるよう啓発を行うこと。
- 情報を主体的に収集、判断、発信等できる能力の必要性について、啓発を行うとともに、学校における情報教育の充実を図ること。
- 県は、男女共同参画の視点に立って広報紙・出版物等を発行すること。

## 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

### (1) 男女共同参画を推進する教育の充実

子どもの発達段階に応じて、一人ひとりの個性を尊重しながら、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力の育成を図ることが必要です。

#### 《具体的施策》

- 男女共同参画について理解し、だれもがお互いの個性や意思を尊重できるよう、学校教育においては、学習指導要領等に則り、教育活動の全体を通じて、子どもの発達段階に応じた取組の充実を図ること。
- 小・中・高等学校等において、社会人・職業人としての資質・能力を育むキャリア教育の充実を図ること。

### (2) 生涯を通じた学習機会の提供

県民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、生涯を通じて学習することのできる機会を提供することが必要です。

#### 《具体的施策》

- 男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、生涯にわたって多様な学習機会を提供すること。
- 男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるよう、学習の機会を提供すること。
- 男女共同参画に関する学習情報の提供、学習相談への対応等の学習支援体制を整備すること。

### (3) 研修の充実・支援

様々な分野で、男女共同参画を推進するための研修を充実させることが必要です。

#### 《具体的施策》

- 県職員の男女共同参画に関する理解が深まるよう、管理職、一般職等職務に応じた研修を実施すること。
- 市町職員に対し、男女共同参画に関する理解が深まるよう、市町と連携し研修の機会を提供すること。
- 男女共同参画に関する理解が深まるよう、事業主に対する研修や企業が実施する研修を支援すること。

### 3 家庭における男女共同参画の推進

#### (1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実

家庭生活において、家族が相互の理解と協力のもとに、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たすことができるよう、啓発を充実させることが必要です。

##### 《具体的施策》

- 家族が互いに尊重し協力し合って、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たせるよう、多様な啓発を行うこと。
- 男性の家事や育児、介護などへの参画を支援するため、学習機会の提供を行うとともに、具体的なモデルや成果の普及に努めること。

#### (2) 家庭教育・子育て支援の充実

県民一人ひとりが子どもを社会の宝として大切にし、家族をはじめ地域社会全体に子どもと子育てを応援する機運が満ちあふれ、実践する社会をめざして、「みんなで育てるこども夢プラン」を着実に推進することが必要です。

##### 《具体的施策》

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援を行うこと。
- 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実を図ること。
- 地域住民による主体的な子育て支援の促進や、多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策のための計画に基づく市町の取組の促進など、子育て支援体制の充実を図ること。

## 【現状と課題】

だれもが自立し、安心して暮らすためには、男女が共に生涯にわたって健康で過ごすことが不可欠です。そのためには、心身やその健康について正確な知識・情報を入手し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

特に、女性は、妊娠や出産をする可能性もあるため、ライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意するとともに、女性が安心して安全に子どもを産むことができるよう支援することが必要です。

だれもが地域で安心していきいきと暮らすことができる社会を築いていくためには、高齢者や障害者が社会の一員として積極的に社会に参画する機会を拡大していくとともに、生活上の困難に直面する者への支援や、外国籍の人々が安心して暮らせる環境整備が必要です。

また、防災・災害復興に当たっての様々なニーズに対応できる体制を整備することが必要です。

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などは男性の被害も見受けられるものの、被害者は主に女性であり、女性の人権を著しく侵害することから、これらの防止に向けた取組や被害者の精神的負担を軽減するための相談しやすい環境づくりなどに引き続き努める必要があります。

男女共同参画に向けた取組は、国連を始めとする様々な取組と密接に関係していることから、国際社会における女性を取り巻く現状や取組指針についての情報を市町や関係団体に提供し、国際社会の一員として男女共同参画の推進に努めていく機運を高める必要があります。

また、男女が共に、国際交流、国際協力、平和貢献の推進に向けた取組を行うよう、学習機会の提供等を行う必要があります。

## 【県に実施を期待する施策】

### 1 生涯を通じた健康と自立の支援

#### (1) 生涯を通じた健康対策の推進

男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう，男女共同参画の視点に立ち，県民一人ひとりのライフステージに応じた健康対策を推進するとともに，妊娠・出産にかかわる女性の健康支援の充実を図るため「健康ひろしま21」を着実に推進する必要があります。

##### 《具体的施策》

- 思春期，妊娠・出産期，成人期，高齢期等各ステージにおいて性別に対応できる医療及び健康づくり対策を行うこと。
- 女性が，妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう，母性保護と母性健康管理対策を推進すること。
- HIV／エイズ，性感染症，薬物乱用などの実態を踏まえた対策を推進すること。
- 不妊相談等支援体制，周産期医療体制及び小児医療体制の充実を図ること。

#### (2) だれもが安心して暮らし，自立できるための支援

豊かで活力ある社会を築くため，高齢者や障害者の社会参画が促進されるよう，男女共同参画の視点に立ち，「ひろしま高齢者プラン」，「広島県障害者プラン」を着実に推進するとともに，ひとり親家庭など生活上の困難に直面する県民や，本県で生活する外国籍の人々が安心して暮らせる環境を整備することが必要です。

また，防災・災害復興に当たっては，様々なニーズに対応できるよう，男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を整備することが必要です。

##### 《具体的施策》

- 高齢者がその知識や経験を生かし，生きがいをもって社会参画ができるよう，情報提供や普及啓発，人材養成を行うこと。
- 高齢者の生活支援，介護予防，介護のニーズに総合的に対応する体制を整備するとともに，障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう支援すること。
- ひとり親家庭の置かれた状況に応じた就業等支援体制や経済的支援を充実すること。
- 未就業者の就職に向けた支援の充実を図ること。
- 外国籍の人々が，言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決できるよう，多言語での情報提供や相談体制の充実を図ること。
- 防災・災害復興体制の整備にあつては，男女それぞれのニーズをより反映させるため，防災分野における政策・方針決定過程から女性の参画を推進すること。
- きめ細やかな視点で防災知識や応急手当の普及啓発が行われるなど，多様で幅広い消防団の活動が促進されるよう，女性消防団員の確保に向けた広報・啓発を行うこと。

## 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

### (1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

「配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するための計画」を、関係機関との連携により着実に推進することが必要です。

#### 《具体的施策》

- DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発を行うこと。
- 被害者等が安心して相談できるよう、専門相談員の育成に努めるとともに、特に市町相談窓口の拡充、設置場所の情報提供等相談体制の充実を図ること。
- 被害者の保護・自立支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化すること。
- 民間シェルターへの一時保護委託など、民間団体との連携による被害者の支援に取り組むこと。

### (2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進

学校、職場、地域社会などでだれもが安心して暮らすことができるよう、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春など、人権を侵害する様々な暴力の防止に向けた取組を推進することが必要です。

#### 《具体的施策》

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行うこと。
- ストーカー規制法、売春防止法等の周知徹底により、被害者等の人権尊重に向けた啓発を行うこと。
- 性犯罪、売買春に対する取締強化や防止に向け啓発を行うこと。  
特に、児童買春、児童ポルノの撲滅に向けた取組を推進すること。
- 女性に対するあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備を図るとともに、専門相談員の育成に努めること。
- 被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、社会復帰への支援の充実を図ること。
- 女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりを推進すること。

### 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

#### (1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進

男女共同参画の視点に立って、広島県の国際化に向けた取組を着実に推進することが必要です。

##### 《具体的施策》

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備に努めること。

#### (2) 情報の収集及び提供

国際社会の一員として男女共同参画の推進に努めていく機運を高めるため、現状や様々な取組についての情報収集・情報提供に努めることが必要です。

##### 《具体的施策》

- 国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報を収集し、市町や関係団体等に提供すること。

# 参 考 资 料

人 共 第 21 号

平成 22 年 6 月 3 日

広島県男女共同参画審議会会長 様

広 島 県 知 事

(人権男女共同参画課)

広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）の策定について（諮問）

次の事項について、広島県男女共同参画推進条例（平成 13 年広島県条例第 42 号）第 7 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項

「広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）」に盛り込むべき事項について

2 諮問理由

広島県は、広島県男女共同参画推進条例に基づき平成 18 年 3 月に策定した「広島県男女共同参画基本計画（第 2 次）」に沿って、男女共同参画社会の実現に向け、施策の総合的かつ計画的な推進を図っております。

同計画の目標年次が平成 22 年度末で終了するため、策定後の社会・経済環境の変化等を踏まえ、「広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）」を策定していくに当たり、今後、県が男女共同参画を推進するために重点的に取り組むべき項目、具体的施策の方向等について、貴審議会の意見を求めるものです。

## 広島県男女共同参画審議会委員名簿

名 前	所 属 ・ 役 職
おかだ れいこ 岡田 鈴子	広島県生活研究グループ連絡協議会 会長
<b>会長</b> かわせ けいこ 川瀬 啓子	安田女子大学 教授
しげまさ ひでこ 繁政 秀子	広島県の男女共同参画をすすめる会 会長
しまだ ゆり 島田 祐里	連合広島 女性委員会事務局長
たけい あきよ 武井 晶代	ひろしま女性大学修了生
つちや ようぞう 土屋 洋三	ふれあいセンターながの村 村長
てらもとかよ 寺本 佳代	弁護士
なかの ひろゆき 中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
<b>会長代行</b> のはら けんいち 野原 建一	広島県立大学 名誉教授
まつおゆうすけ 松尾 祐介	東広島市 生活環境部長

## 広島県男女共同参画審議会開催状況等

区 分	月 日	主 な 内 容
平成22(2010)年度 第1回	6月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県男女共同参画基本計画(第3次)の策定について(諮問)</li> <li>・広島県男女共同参画基本計画(第3次)について</li> <li>・広島県男女共同参画基本計画(第2次)の検証について</li> <li>・広島県男女共同参画基本計画(第3次)に盛り込むべき事項について</li> </ul>
平成22(2010)年度 第1回検討部会	7月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県男女共同参画基本計画(第3次)に盛り込むべき事項について</li> <li>・広島県男女共同参画基本計画(第3次)に盛り込むべき事項に関する意見募集について</li> </ul>
平成22(2010)年度 第2回検討部会	10月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県男女共同参画基本計画(第3次)の中間取りまとめ(案)について</li> </ul>
平成22(2010)年度 第2回	10月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県男女共同参画基本計画(第3次)の中間取りまとめ(案)について</li> <li>・広島県男女共同参画基本計画(第3次)の中間取りまとめに関する県民意見募集について</li> </ul>
(県民意見募集)	10月26日(火) ～ 11月9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県男女共同参画基本計画(第3次)に盛り込むべき事項に関する意見募集</li> </ul>
平成22(2010)年度 第3回	12月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県男女共同参画基本計画(第3次)に盛り込むべき事項について</li> </ul>